豊岡市における新型コロナウイルス感染症
対策ガイドライン

～温泉・海岸・城下町・高原・里山・市街地、

市民とお客様が安心・安全であるために～

（第２版）

2020 年 7 月 27 日

○本ガイドラインの趣旨

日本で最後の野生コウノトリの生息地であった豊岡市は、コウノトリの保護、繁殖、共生の取り組みを行ってきた。今では、人とコウノトリが共生するまちとして知られる。豊岡市は、日本一の湯治場としての歴史を持つ「城崎温泉」、山陰海岸国立公園内にあり美しい浜辺が広がる「竹野」、皿そばが名物で江戸の町割りの残す「城下町出石」、アウトドア・スポーツが盛んで氷ノ山後山那岐山国定公園内にある「神鍋高原」、美しい田園風景が広がる「但東」、昭和の復興建築群商店街があり飲食店が集まる「豊岡市街地」と一つのまちに様々な魅力が詰まっている。

2020 年、新型コロナウイルス感染症の影響が全世界で続く中、人とコウノトリが共生する街で、自然、文化、食に浸っていただきながら、街全体でお客様に安全・安心なおもてなしを提供し、同時に市民の安心・安全な暮らしを守るため、「豊岡市における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成した。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

○策定方法

豊岡観光協会、城崎温泉観光協会、たけの観光協会、日高神鍋観光協会、但馬國出石観光協会、但東シルクロード観光協会、地域の DMO である（一社）豊岡観光イノベーションが、感染症の専門家、観光政策の専門家の指導の元、豊岡市の協力を得て策定した。

策定に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、各業界団体が出しているガイドラインを参考にした。また、豊岡市エリア独自で対策が必要と思われる部分を適宜追加し、対策をとりまとめた。

特に宿泊施設に関しては AHLA（全米ホテル＆ロッジング協会）や世界規模のホテルチェーン（ハイアット、マリオット等）のガイドラインを参考にし、世界基準を満たすものとした。

○構　　成

作　　成：　豊岡観光協会、城崎温泉観光協会、たけの観光協会、日高神鍋観光協会、但馬國出石観光協会、但東シルクロード観光協会、豊岡ツーリズム協議会、豊岡観光イノベーション

アドバイザー：　大阪市立大学大学院医学研究科公衆衛生学
兼　感染症科学研究センター　特任講師　加瀬哲男　氏
日本交通公社　観光政策研究部長　主席研究員　山田雄一　氏
Data Strategy(株)　代表取締役 CEO/
豊岡観光イノベーションマーケティングアドバイザー　武田元彦　氏
(株)ヒストリーデザイン　代表取締役社長/
Data Strategy(株)　研究員　久保健治　氏

助　　言：　豊岡健康福祉事務所

協　　力：　豊岡市

○本ガイドラインの内容

1．建物・設備における感染防止
（1） 共通
（2） 宿泊施設
（3） 物産店
（4） 飲食店
（5） 温泉施設
（6） 商業施設・アミューズメント施設・観光文化施設
（7） 海水浴場
（8） キャンプ場
（9） スキー場
2．従業員等が行う感染防止
3．イベント・アクティビティにおける感染防止
4．感染が疑われる、または感染者が発生した際の対応
5．感染防止のために確保すべき備品・消耗品・ハード設備

○感染防止に向けた取組み

1．建物・設備における感染防止

(1) 共通

① 基本概念は三密（密集、密接、密閉）を同時に作らない対応を行う。
- 換気の悪い密閉空間を作らない。
- 多くの人の密集する場所を作らない。
- 近距離での密接した会話を避ける。
- 場所によっては人数制限や時間制限などを設け三密対策を徹底する。

② 手洗いや手指消毒を徹底する。
- 30 秒以上の時間をかけた手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- 来訪者にこまめな手洗い・手指消毒を促す。
- アルコール消毒液等（新型コロナウイルスに対して有効な消毒液も含む、以下同じ）を施設の出入り口や個室の前などに設置する。
- アルコール消毒液等は、入手可能な場合はタッチレスで利用できるものとする。

③ マスク着用の周知徹底を行う。
- 熱中症のリスクを避けるため、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用している時は、負荷のかかる作業は避け、周囲との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩する。
- 来訪者へマスク着用を促す。

④ 手袋を活用する。
- 手袋の着用中は顔を触らない、こまめに交換することを心がける。

⑤ 施設内の清掃・消毒を徹底する。

- 清掃および消毒は、高頻度接触部位（頻繁に手に触れる部分）を重点的に１日に複数回行う。（フロントデスクのチェックインカウンター、エレベーターボタン、ドアハンドル、自動販売機、製氷機、部屋の鍵、ATM、エスカレーター、階段の手すり、椅子、テーブル、トイレ、バス等）
- 清拭に関しては、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム等を用いる。家庭用塩素系漂白剤を用いる場合は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が 0.05%（製品の濃度が６％の場合、水３Ｌに液を 25 ㎖）になるように調整する。次亜塩素酸ナトリウムで清拭した場合は、しばらくしてから水拭きする。

⑥ 換気を徹底する。

- 出入口、窓の開放や吸排気ファンの常時稼働などにより換気を行う。窓を開放する場合は、網戸やフィルター等で害虫の侵入を防ぐ。

⑦ 人と人との適正な距離を保つ。

- 旅館ロビー、飲食店の座席、レジの行列およびその他の公共の場所では、できるだけ人と人との距離を確保する工夫をする。

⑧ フロントデスク、レジ、受付など人と人が対面する場所は、距離を保つ、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する。

⑨ キャッシュレス決済の利用・導入を促進する。

- 現金等の受け渡しはコイントレー等で行う。

⑩ 症状のある方の入場制限を行う。

- 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある人は入場しないように呼びかけることが、施設内等における感染対策としては最も優先すべき対策である。また、発熱者を体温計等で特定し入場を制限することも考えられる。 なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理する。ただし、宿泊施設については、旅館業法に留意しながら対応を行う。

⑪ エレベーターに留意する。

- エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒を行う。
- エレベーター内が過密状態にならないよう、重量センサーの調整（少ない人数でブザーが鳴る）等を行い、乗車人数を制限する。

⑫ トイレに留意する。（※感染リスクが比較的高いと考えられる）

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

⑬ ゴミの廃棄に留意する。
- 鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

⑭ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感等の症状がある人は申し出るように呼びかける。

⑮ 周知徹底項目を来訪者や従業員に視覚的に分かりやすく伝える掲示をする。また施設の Web サイトにおいても発信するように努める。

(2) 宿泊施設

① 旅行者に対し、旅行前に、検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には旅行を控えるようコミュニケーションをとる。また、接触確認アプリの導入を推奨する。

② 予約やチェックインの際に、国が示す、感染拡大防止のために旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。

③ 旅行者が体調不良の場合、キャンセルしやすいよう（キャンセル料を免除する、予約日の振替対応をするなど）配慮する。

④ チェックインの際に、検温と本人確認を実施する。
- 検温は全員に対して実施する。
- 発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとる。

⑤ 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール消毒液等を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置する。

⑥ 接客時間を減らすよう努める。
- フロントでの対面の接客時間を削減する（キャッシュレス対応、自社サイトや OTA での事前決済、モバイル機器による無人チェックインシステムの導入等）。
- 口頭で案内していた内容のうち、可能なものは文章にてお伝えする。

⑦ 保健所等から名簿照会があった場合は協力する。

⑧ 部屋の備品
- コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒を徹底する。
- ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ、下駄、外湯巡り用カゴ等への接触に気を付ける。

⑨ 旅館の備品
- 下駄、傘など宿泊客が共用で使用するものの消毒を徹底する。

⑩ 宿泊客に対して、一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請する。

⑪ 宿泊客から体温計の貸出を求められた場合は、消毒のうえ貸与し、返却後も消毒する。

⑫ 部屋⇔内湯、部屋⇔食事会場の移動でスリッパを使用する場合、履き間違いを防ぐための対応を行う。例えば、施設側で部屋番号によって指定の場所に置くように促す、スリッパに部屋番号や部屋名を記入できるようなシールの貼付を宿泊客に促す方法が考えられる。

⑬ 送迎車内が密にならないように配慮し、窓を開けて換気を行う、外気導入を常に行う、運転席と後部座席との間に仕切りを設けるなど、車内での感染防止に努める。

⑭ 客室清掃

- 客室の換気を充分に行い、空調機を外気導入に設定する。ただし、客室に人がいない場合は例外とする。
- 清掃時もマスク・使い捨て手袋を着用する。
- 使用済マスクについて、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」、そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけ、処理を行う。
- 使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換する。
- 使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒する。
- ゴミはビニール袋で密閉して処理する。
- 宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更する。
- 宿泊客用下駄は使用後の清拭消毒を徹底する。
- 特に客室内においては以下の項目を重点的に消毒・清掃する。（テレビのリモコン、トイレの座席とハンドル、手すり、ドアノブ、家具の取っ手、ふすまの取っ手、水回りのハンドル、電話機、照明のスイッチ、エアコンパネル、目覚まし時計、椅子、テーブル、荷物ラック、フローリング等）
- 従業員（清掃員）と宿泊客との接触による感染を防ぐため、宿泊客が部屋にいながらのハウスキーピング（清掃）を取りやめる。
- 連泊の際は、宿泊客からの要望により清掃頻度を変更する。

⑮ 浴場や飲食施設等の共用施設は、人数制限や時間制限などを設け、三密対策を徹底する。

⑯ 食事処、館内レストラン、宴会場の座席の間隔は、飛沫感染予防のために適度に空ける。

⑰ 宴会場

- お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請する。
- 従業員からの料理説明を料理説明メモに変更するなど、従業員と宿泊客の接触を極力減らす。
- 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更する、従業員が取り分ける、下膳と同時に料理提供をしないようにし、感染を防止する。

⑱ ビュッフェ

- ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討する。

- ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫する。

⑲ 部屋食提供の場合、食事運搬の際にカバーを付けるなど飛沫感染を防ぐ。

⑳ その他の食事関係については飲食店の項目、内湯設備については温泉施設の項目を参照して対応する。

(3) 物産店

① レジでの対面の接客時間を削減する。（キャッシュレス対応等）

② 飛沫感染・つまようじ等からの接触感染を防ぐため、据え置き型の試食サービスではなく、従業員からの手渡しの試食サービスへ切り替える、もしくは廃止する。

③ 通常の清掃に加え、レジのサッカー台、コイントレー、買い物カゴ、商品見本、扉の取っ手等、来訪者や従業員が頻繁に手に触れる部分はこまめな消毒を行う。

④ 商品の陳列等の工夫により、局所的な混雑緩和や接触機会の削減を行う。

⑤ 来訪者が自ら取り分ける販売方法については、パック・袋詰め販売に変更する。

⑥ 可能な限り購入しない商品への接触を避けてもらう。

(4) 飲食店

① 新型コロナウイルスの主な感染ルートは接触感染・飛沫感染であり、食品を介しての感染例はないが、食中毒予防のための一般的な対策は重要である。

② 食器類からの接触感染、配膳の段階で飛沫感染のリスクを抑えるため、マスクの着用や頻繁な消毒等を行う。

③ レジでの対面の接客時間を削減する。（キャッシュレス対応等）

④ 順番待ちについて

- 順番待ちが店外に及ぶ場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、または整理券の発行等により行列を作らない方法を工夫する。

⑤ 客席案内について

- テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。
- できるだけ他グループとの相席は避ける。
- グループ間の安全を確保するために、他のグループとは適度な間隔を空ける。
- 近距離での会話や大声は控えてもらう。
- 混雑を避けるため、予約制の導入、営業時間を伸ばし、時間差で食事をしていただく方法などが考えられる。
- 滞在時間をできるだけ最小限にしてもらう。

⑥ テーブルサービスとカウンターサービス

- テーブルサービスで注文を受けるときは、利用者の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ。
- 利用者が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。
- カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保つ。
- カウンターで注文を受けるときは利用者の正面に立たないように注意する。
- カウンターでは、利用者と従業員の会話の程度に応じ、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置など工夫する。
- 個室を使用する場合は、十分な換気を行う。

⑦ テイクアウトサービス

- テイクアウトを実施している店舗では、利用者の店内滞留時間を短くするために、事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入する。
- テイクアウト客と店内飲食客の動線を区別し、できるだけ接触を避けるように工夫する。

⑧ デリバリーサービス

- デリバリー担当の配達員と来店客が接触しないように、可能であればデリバリー専用カウンターを設け、両者の動線が重ならないように工夫する。
- 料理の受渡しは必ず手指を消毒してから行う。
- 代金が支払い済み（オンライン決済等）で、注文者が希望する場合は、注文者が指定した所に料理を置くなど非接触の受渡しを行う。
- 配達員は、店舗従業員と同様の健康管理、手洗い等の衛生管理を実践し、マスクを着用する。
- 配達する料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒する。
- 食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えてお客様に注意を促す（特に気温の高い時期）。

⑨ 店舗内の清掃・衛生管理

- 店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所はこまめに清拭消毒を行う。また、テーブル、イス、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等は利用者の入れ替わる都度、清拭消毒を行う。
- 卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、利用者が入れ替わる都度、清拭消毒や用具の交換を行う。
- ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する（カバーを設置するまたは従業員があらかじめ又はその場で小分けする、客席と料理提供空間が近い場合には適度に仕切るアクリル板等の仕切りを設けるなど）。トング等は頻繁に消毒若しくは交換するか、または手袋の着用を促す。
- 従業員は、店内の一箇所に利用者が集まらないように留意する。

- 厨房の調理設備・器具を台所洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗い等、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。

(5) 温泉施設

① 発熱、咳、風邪等の症状がある方には入浴を控えるように周知する。

② 脱衣室、浴室、休憩室、ロビーにおいて窓を可能な限り解放し、換気を行う。

③ 脱衣室、浴室、休憩室、ロビーでの密集を防ぐため、人数制限を行う。

- 制限する人数の求め方として、例えば浴槽内の面積を１人あたりに必要な面積で割る方法などが考えられる。
- 人数制限の手法として、１つの靴箱で宿泊者の下駄、日帰り入浴者の下足の数を管理し、一定数を超えると入場をお断りするなどの手法が考えられる。
- 利用者には WEB 等で閲覧できる外湯の混雑状況を参考にしてもらう。

④ 脱衣室

- アメニティ（飲用水設備、体重計、ドライヤー、くし、オイル等）のこまめな消毒を行う。
- 脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒を行う。
- 使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行う。
- 吸排気ファン等を活用し、脱衣室の換気を徹底する。

⑤ 浴室

- 浴室内の設備・備品の清拭消毒を行う。
- 清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える。
- 利用者には入浴マナー（かかり湯、タオルを浸けない、髪を浸けない、騒がない、泳がない等）を徹底して守ってもらう。
- 浴槽や洗い場において、人と人との十分な距離が確保されるように促す。

⑥ 休憩室

- 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- 共有する備品（テーブル、いす等）は、こまめに消毒する。
- 利用者への使用後の備品（ソファー、マッサージ機器、体重計等）の清拭消毒の協力要請を行う。
- 水や飲料サービス機器のボタン等のこまめな清拭消毒を行う。

(6) 商業施設・アミューズメント施設・観光文化施設

① 入場制限や座席数制限を行う等、人数制限を行う。

② 人が留まる場所は、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けるように座席等の配置を工夫する。

③ 共用で使用する物品（テーブル、椅子、射的銃、カラオケマイク、アーケードゲーム台、卓球台等）のこまめな消毒を行う。

(7) 海水浴場

① 駅・バス・駐車場等に入場の際、来訪者に三密を回避するよう周知する。

② 砂浜では、間隔を空けて過ごしてもらうよう看板、ポスター、放送等により周知徹底する。

③ 浜茶屋(海の家)

- 利用者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の利用者への確実な連絡と行政機関による調査への協力に備える。
- 入場制限や座席数制限を行う等、人数制限を行う。
- できるだけ団体での利用は避け、少人数での利用を促す。
- テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けて座れるように配置を工夫する。
- できるだけ他グループとの相席は避ける。
- グループ間の安全を確保するために、他のグループとは適度な間隔を空ける。
- 近距離での会話や大声は控えてもらう。
- 滞在時間をできるだけ最小限にしてもらう。
- 料理等の注文は、混雑を避けるため代表者が行うように周知する。
- 順番待ちができる場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、または整理券の発行等により行列を作らない方法を工夫する。
- 施設内の清掃を徹底し、多数の人が触れる箇所はこまめに清拭消毒を行う。また、テーブル、イス、メニューブック等は利用者の入れ替わる都度、清拭消毒を行う。
- その他の項目については飲食店項目を参照して対応する。

④ レンタル物品

- うきわ、ゴーグル、パラソルなど利用者が共同で使用するレンタル物品の消毒を徹底する。

⑤ 更衣室・シャワー室

- 窓を可能な限り解放し、換気を行う。
- 密集を防ぐため、人数制限を行う。
- 設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒を行う。
- 吸排気ファンなどを活用し、換気を徹底する。

⑥ 監視人（ライフセーバー等）の健康チェックを徹底するとともに、救護者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の救護者への確実な連絡と行政機関による調査への協力に備える。

(8) キャンプ場

① 旅行者に対し、旅行前に、検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には旅行を控えるようコミュニケーションをとる。また、接触確認アプリの導入を推奨する。

② 予約やチェックインの際に、国が示す、感染拡大防止のために旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。
③ 旅行者が体調不良の場合、キャンセルしやすいよう（キャンセル料を免除する、予約日の振替対応をするなど）配慮する。
④ チェックインの際に、検温と本人確認を実施する。
- 検温は、全員に対して実施する。
- 発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとる。

⑤ できるだけ団体での利用は避け、少人数での利用を促す。
⑥ 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール消毒液等を施設内（管理棟、炊事場、共用トイレ等）に設置する。
⑦ 受付での対面の接客時間を削減する。（キャッシュレス対応、自社サイトや OTA での事前決済、モバイル機器による無人チェックインシステムの導入など）
⑧ 保健所等から名簿照会があった場合は協力する。
⑨ 共有施設（管理棟、炊事場、トイレ等）におけるマスク着用の周知徹底を行う。
⑩ テントサイトでは、間隔を空けてテントを張ってもらうよう周知する。
⑪ レンタル物品
- テント、タープ、シュラフ、ベンチテーブル、ランタン、コンロ、食器など利用者が共用で使用するレンタル物品の清掃・消毒を徹底する。

⑫ 宿泊設備（常設テント、コテージ、キャビン、バンガロー等）
- 清掃時は、換気を充分に行い、空調機を外気導入に設定する。
- 清掃時もマスク・使い捨て手袋を着用する。
- ゴミはビニール袋で密閉して処理する。
- 特に以下の項目を重点的に消毒・清掃する。（テレビのリモコン、トイレの座席とハンドル、手すり、ドアノブ、水回りのハンドル、電話機、照明のスイッチ、エアコンパネル、目覚まし時計、椅子、テーブル、荷物ラック、フローリングなど）
- 共同サニタリースペース（炊事場、トイレ等）の清掃・消毒を徹底する。
- その他の項目については宿泊施設の項目を参照して対応する。

⑬ 入浴設備がある場合は温泉施設項目を参照して対応する。

(9) スキー場
① リフトに一度に乗車する人数を減らす。
② レンタル物品
- スキー、ボード、スキーストック、ブーツ、ウェア、ゴーグル、ソリなど来訪者が共同で使用するレンタル物品の消毒を徹底する。

③ 休憩所・食事処
- 出入口、窓の開放や吸排気ファンの常時稼働などにより換気を徹底する。

- 入場制限や座席数制限を行う等、人数制限を行う。
- できるだけ団体での利用は避け、少人数での利用を促す。
- テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けて座れるように配置を工夫する。
- できるだけ他グループとの相席は避ける。
- グループ間の安全を確保するために、他のグループとは適度な間隔を空ける。
- 近距離での会話や大声は控えてもらう。
- 滞在時間をできるだけ最小限にしてもらう。
- 料理等の注文は、混雑を避けるため代表者が行うように周知する。
- 順番待ちができる場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、または整理券の発行等により行列を作らない方法を工夫する。
- 施設内の清掃を徹底し、多数の人が触れる箇所はこまめに清拭消毒を行う。また、テーブル、イス、メニューブック等は利用者の入れ替わる都度、清拭消毒を行う。
- その他の項目については飲食店の項目を参照して対応する。

2．従業員等が行う感染防止

(1) 体調管理チェックシートを導入する。
(2) 健康管理を徹底し、37.5℃以上の発熱がある場合は、仕事に従事しない。
(3) 業務中に 30 秒以上の時間をかけた手洗いや手指消毒をこまめに行う。
(4) 以下の行為の後はバックヤードにおいて 30 秒以上の手洗い・手指消毒の徹底を行う。トイレの使用、喫煙、飲食、休憩など。
(5) バックヤードにおいて、従業員の手に触れる機会の多いもの、移動量が多い場所などの清掃消毒の徹底、それらを促す掲示物を設置する。
(6) 休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、常に換気をする。
(7) 休憩スペースで共有する備品（椅子、テーブル等）はこまめに清掃消毒する。
(8) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
(9) 責任者・マネージャーは常に最新情報を入手し、スタッフメンバーに共有する。

3．イベント・アクティビティにおける感染防止

(1) 参加者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力に備える。
(2) 受付場所・集合場所のスペースを広く確保する、時間差での受付を行うなど、参加者が密集しない工夫を行う。
(3) 参加者への手洗い、マスクの着用、人と人との適切な距離を確保、入場時の検温を促す掲示やアナウンスを行う。
(4) 会場内にアルコール消毒液等を配置し、こまめな手指消毒を促す。

(5) 人と人との適切な距離をできるだけ確保するため、定員の制限、席の配置や入退室時の動線の工夫を行う。
(6) 会場内は、出入口、窓の開放や吸排気ファンの常時稼働などにより換気を行う。
(7) 受付など人と人が対面する場所は、距離を保つ、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する。
(8) スタッフ、インストラクター等と参加者が密接する場合には、マスクやフェイスシールドを着用するなど飛沫感染を防止する工夫を行う。
(9) 発熱、咳、風邪のような症状のある方は参加を見合わせてほしい旨の事前説明・アナウンスを行う。
(10) 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにする。また、負荷のかかる運動が伴う場合は、周囲との距離を十分にとった上で、マスクをはずす。
(11) 参加者が共用で使用する物品の清掃・消毒を徹底する。
(12) トイレに留意する。（※建物・設備における感染防止の共通事項を参照）
(13) ゴミの廃棄に留意する。（※建物・設備における感染防止の共通事項を参照）
(14) 周知徹底項目を来訪者に視覚的に分かりやすく伝える掲示や Web サイトでの発信を行う。
(15) その他、イベント・アクティビティの会場に応じて、建物・設備における感染防止項目を参照して対応する。

4．感染が疑われる、または感染者が発生した際の対応

(1) 来訪者・参加者

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合発熱及び呼吸器症状が出ている場合
- 別室で待機してもらう。
- マスク着用をお願いする。
- あらかじめ保健所への連絡係（施設責任者・イベント責任者等）を決めておき、連絡係から週末も含め保健所に連絡を行い、その指示に従う。
- 当日の宿泊者名簿を把握し、行政機関からの照会などに備える。

② 来訪者の感染が判明した場合
- 保健所の聞き取りに協力したうえで、組合、観光協会などに情報共有する。
- 保健所の指示に従い、対象施設の消毒を行う。

③ 感染者が使用したサービス品（客室、座席等）の消毒

新型コロナウイルスはプラスチックやステンレス上に最長で３日程度生存することから、使用した客室などはその期間内はサービスを停止する必要がある。

(2) 従業員

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱及び呼吸器症状が出ている場合

- 施設責任者は、従業員に出勤を控えるよう伝え、保健所に相談する。
- 施設責任者は、過去２週間の行動を把握しておく。
- 自宅待機後に、施設責任者は復帰判断を行う。

② 従業員の感染が判明した場合

- 従業員は、保健所の指示に従い入院または自宅待機等を行う。
- 施設責任者は、濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従う。

５．感染防止のために確保するべき備品・消耗品・ハード設備

(1) 手洗い励行の掲示物
(2) 非接触型検温具、体温が見られるサーモグラフィーカメラ
(3) ハンドソープ・せっけん
(4) 消毒設備、消毒液、消毒薬
(5) マスク
(6) 手袋
(7) ペーパータオル
(8) フロント、レジ等に設置する仕切り版
(9) その他、PPE（個人防護具）

○今後の検討事項　当ガイドラインに関する認証制度

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口		
機関名	主体	連絡先など
帰国者・接触者相談センター （豊岡健康福祉事務所）	兵庫県	受付時間　平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分 電話番号　0796‐26‐3660 FAX 番号　0796‐24‐4410
新型コロナ健康相談 コールセンター	兵庫県	受付時間　24 時間（土・日・祝含む） 電話番号　078‐362‐9980 FAX 番号　078-362‐9874
厚生労働省電話相談窓口	厚生労働省	受付時間　平日・土曜・日曜日：午前 9 時～午後 9 時 電話番号　0120‐565653（フリーダイヤル）

■注意事項

当ガイドラインの内容は作成当時の情報に基づいています。

当ガイドラインは事業者の皆様の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。またガイドラインに起因して生じた損害につき、責任を負いかねますので御了承ください。

■参考にしたガイドライン

①宿泊施設

○全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

一般社団法人 日本旅館協会

一般社団法人 全日本シティホテル連盟

http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298

○全米ホテル＆ロッジング協会（AHLA）

https://www.ahla.com/sites/default/files/safestayupdated.pdf

②飲食店

一般社団法人 日本フードサービス協会、一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514.pdf

③物産店

オール日本スーパーマーケット協会など

http://www.ajs.gr.jp/upimages/pdf/526_1.pdf

④アミューズメント施設

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会

https://jaia.jp/wp-content/uploads/2020/05/%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3PDF.pdf